

第25回西和賀町議会予算審査特別委員会

令和5年3月15日（水）

午前 9時30分 開 議

委員長 本日の出席委員数は9名であります。早川久衛君と高橋宏君から欠席の旨の届出があり、これを受理しております。会議は成立しております。

内記町長及び柿崎教育長から提出されております説明員は、着席のとおりでありますので、氏名の呼称は省略いたします。

本日は、総括質疑を行います。

3月9日から各課が所管する事業を一通り審査してまいりましたが、本日は令和5年度西和賀町一般会計予算外6特別会計予算及び2事業会計に関わる総括的な質疑を行いたいと思えます。

初日に申し上げましたとおり、総括質疑に当たっては会計課に対する質疑、複数の款に係る質疑、複数の会計に係る質疑及び全体を通しての総括的な質疑を許すこととしますので、よろしくご協力をお願いします。

また、質問者及び答弁者は、それぞれ簡潔明瞭にまとめてお願いをいたします。

それでは最初に、お手元に質疑の中で求められた資料が配付されております。担当課長より資料内容について、また事業内容に対する補足の説明を求められておりますので、これを許します。

ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 おはようございます。それでは、私のほうからは、早川久衛委員から提出を求められておりました地域おこし協力隊に係る資料ということでお手元に配付させていただいております。

A4判の横のものとA4判の縦のもの、2種

類配付させていただいておりますけれども、令和4年度地域おこし協力隊在籍に係る募集概要についてという横判のものですが、こちらの1ページから2ページにつきましては、令和4年度時点で在籍しております地域おこし協力隊の募集の際の概要ということでお示ししております。

また、3ページ、4ページにつきましては、令和5年度の招聘を目指しております地域おこし協力隊の募集の概要ということでお示ししております。

また、A4判縦のほうの令和4年度活動実績でございますが、こちらにつきましては令和4年度に在籍しております各協力隊の月別の活動実績ということでお示したものでございます。

資料の説明は以上です。

委員長 次に進みます。

農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長 改めまして、おはようございます。農業委員会事務局です。3月10日の予算審査特別委員会で北村委員から資料提出を求められておりました令和5年度西和賀町農作業労賃標準額検討会の委員名簿につきまして、お手元のほうに配付をさせていただきましたので、御覧をいただきたいと思えます。

あわせて、10日の委員会での質疑の際、私の答弁の一部に誤りがありましたので、訂正をお願いしたいと思います。内容でございますけれども、令和5年度西和賀町農作業労賃標準額検討会の開催日を「2月16日」と申し上げましたが、正しくは「2月22日」の誤りでございました。おわびして訂正いたします。

以上でございます。

委員長 答弁が終わりました。北村嗣雄君、ただいまの答弁に対しまして質疑ありませんか。ないですか。

(なしの声)

委員長 それでは、次に進めさせていただきます。
健康福祉課長。

健康福祉課長 おはようございます。3月10日に開催されました健康福祉課の予算審査特別委員会で、高橋和子委員から介護保険事業の認定者の質問について保留しておりました件につきまして、西和賀町介護保険事業要支援・要介護認定者の推移について資料を作成し、配付させていただきました。

資料について説明させていただきます。平成19年度から3年ごとの各年度の3月末日現在の要支援1から要介護5までの認定者数、要介護度ごとの割合、65歳以上の1号被保険者数、認定率をそれぞれ掲載しております。令和4年度につきましては、12月末日現在の数値となっております。

平成19年度は認定者数は511人で、65歳以上の1号被保険者数は2,894人、認定率は17.7%です。要介護1の方の割合が28.4%と一番多い状況でした。

令和4年度につきましては、認定者数は628人で、65歳以上の1号被保険者数は2,596人、認定率は24.2%です。要介護1の方の割合が21.6%と一番多い状況です。認定者数では令和元年度より減っておりますが、被保険者数も減っておりますので、認定率は高い状況となっております。資料にはございませんが、昨年度末の認定率は25.2%でありまして、若干ですが、減少傾向にあります。

裏面につきましては、この表面に対しましてグラフ化した内容となっております。

以上です。

委員長 答弁が終わりました。高橋和子委員、ただいまの答弁に対しまして質疑はありますか。
高橋和子君。

4番 資料ありがとうございました。状況が経年的に見えて、大変参考になります。今ご説明いただきましたので、了解いたしました。

介護度の中で要介護3以上が増えてくるということは、やはり大変な状況になってくるだろうと思いますが、人数的に見て横ばいと見るべきかなと思っておりますし、要介護1、要支援のあたりでしっかりとフォローして、介護度が進まないように願っているところです。

それと関連しまして、現在の施設入所の待機者の状況をお知らせください。

委員長 健康福祉課長。

健康福祉課長 今お手元のほうにある資料は、令和4年7月現在の資料というところになっておりまして、例年毎年1年に1回ほど調査させていただいているということで、まず一番の直近のものになりますが、特別養護老人ホームということで、町内でいいますと光寿苑さんやぶなの園さんの施設になりますが、特別養護老人ホームの入所者の待機の実態につきましては、7月現在の申込み状況は88人となっております。両方に重複しているというような方もいらっしゃると思いますので、実人数としては67名というところとなっております。

委員長 では次に、建設課長より追加説明のため答弁を求められておりますので、これを許します。

建設課長。

建設課長 おはようございます。13日の建設課の予算審査において、若者定住促進住宅湯本団地の入居状況に関しての質疑応答がございました。昨年10月の入居開始時から入居希望者がなく、空き部屋となっていた1部屋について、先週金曜日の募集締切り時点において、なおも応募者がなかったことから、今後は随時募集に切り替え、引き続き募集を行っていく旨を私から答弁申し上げておりました。

この建設課の予算審査が終わってすぐのことでしたけれども、一旦は湯田団地のほうの若者

住宅に入居を希望していた方から建設課に連絡があり、湯田ではなく湯本のほうに変更したいということでありました。正式には、この後もろもろの事務手続を経た上で契約となりますけれども、これで湯本団地6戸につきましては全て入居済みということになりました。

一方で、湯田のほうの若者住宅につきましては2戸の空きが生じることとなりますので、引き続き随時の募集を行っていくこととしております。

以上、ご報告といたします。

委員長 以上で回答保留事項についての質疑を終了します。

それでは、議案第21号から議案第29号までの総括質疑を行います。

質疑を許します。

淀川豊君。

10番 おはようございます。私からは、1点ほど質問させていただきたいと思います。

予算説明書の1ページの当初予算の概要の中で、歳出、性質別では、会計年度任用職員の採用等により人件費がプラス2,605万5,000円となったというような記述がありますが、令和5年度は会計年度任用職員の採用の数が増えたということなのか、処遇改善をされて予算が増えたということなのか、まず2,600万増えた、その詳細についてお伺いしたいと思います。

委員長 総務課長。

総務課長 おはようございます。それでは、私のほうから会計年度任用職員の関係についてお答えしたいと思います。

会計年度任用職員の一般会計の増額分については、946万7,000円の増というふうな内容となっております。これについては、令和4年度に比較して、令和5年度に新たに予算計上となった会計年度任用職員がありましたので、その部分について増額というふうな形になっております。

まず、主なものとしましては、地域計画策定

事業の事務員、あと観光商工課のほうで地域おこし協力隊招聘事業ということで、令和5年度に地域おこし協力隊2名を募集するという関係、あと生涯学習課のほうの地域スポーツコーディネーター1名、これらが令和5年度新たに会計年度任用職員として任用するという事になったことに伴う増と考えております。

以上です。

委員長 淀川豊君。

10番 分かりました。会計年度任用職員の採用に際しては、協力隊もその中に含まれるということでもありますので、協力隊等が増えれば、その分は増えるということだと思のですが、これは傾向的に令和5年だけというのか、いろんな事業の中でこういった状況になったということなのか、今後もこういうふうが増えていく傾向にあると考えているのか、まずその辺をどのように捉えているのですか。

委員長 総務課長。

総務課長 お答えいたします。

まず、令和5年度に会計年度任用職員として採用が決定すると、会計年度任用職員については任期が1年でありますので、令和6年度においては各課において改めて会計年度任用職員として必要な職及びその人数について、必要性を明確にするとともに人数等についても検討を行っていただいて、その上での任用というふうな流れで考えておりますので、増えない方向で現状維持あるいは減というふうな形で持っていけないと、財政的な部分もありますので、そこら辺についてはまず増えない形で考えていきたいと思っております。ただ、先ほどもちょっとお話の中にありましてとおり、地域おこし協力隊を募集するとなれば、その分は当然増えていくと、ただ協力隊で任期を終える方もいらっしゃいますので、その辺の増減もあり得るかと思えますし、あと昨年度集落支援員の関係についても会計年度任用職員にカウントしておりますので、新たな制度を取り入れるとか、そういう部

分に関しては当然増になる要因にはなろうかと思えますけれども、そういうふうな部分も含めて、まず人数については必要な人数を確保するというふうな考え方でいきたいと思っております。

以上です。

委員長 刈田敏君。

1番 ただいまの協力隊の部分でちょっと私のほうからも質問ですけれども、これまでアピールしてきた状況、どうしても募集にならなかった分もあったと思うのです。やっぱりその辺対策が必要だと思えますということが1つ、これは協力隊全部に関してです。

あとは、例えば西和賀に行って何かしたいという人がもしいるとすれば、各課で募集はしているわけですけれども、それ以外の受入れということも考えられるのか、その点お伺いします。

委員長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

地域おこし協力隊の受入れにつきましては条件がございまして、町外、まず一部条件不利地域の部分でも今は受入れが可能というふうになっておりますので、例えば北上では、合併後の北上市の部分であれば、そこからも受入れは可能だということにはなります。ただ、町内におきましてのそういう活動をしたいというような人員を協力隊として採用するというのはできないということにはなります。

あと、やはりこれまで募集をかけてきて、なかなか応募がないという部分につきましては、もう少し積極的にPRできる方法というのをちょっと考えていきたいとは思っております、現在は総務省のJOINという部分の全国版のホームページですとか、あとは個別にPRもしていますが、さらに情報発信に努めてまいりたいというふうに思います。

以上です。

委員長 刈田敏君。

1番 ぜひともホームページ等使ってアピール

することも必要だと思えますので、その辺は進めていただきたいと思います。

それから、予算説明書の18ページの豪雪地帯安全確保事業ということで、除排雪について、これはふるさと振興課さんのほうからお伺いしましたけれども、この内容について再度確認したい事項を質問したいと思います。まず、補助金の内容をもう一度お知らせください。

そして、事業の目的及び概要ということで、地域における除排雪協力体制を整備するとありますけれども、どのような進め方をしていけるのかということ。

そして、総括質疑でありますので、農業振興課、それから健康福祉課との関連もあります。町全体として、除排雪、または雪に対する対策をどのように今後進めていこうとしているのか、その点をお伺いいたします。

委員長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

補助金の内容でございますが、補助金につきましては、除雪機の購入1台につきまして上限を250万円というふうにしております。こちらの上限250万円という部分の、そのような要綱に定めた理由といたしましては、これまでもコミュニティ助成事業というところで地区によっては除雪機を購入されてきているという部分がございます、そちらにつきましても備品購入については上限250万円というふうな要綱で進められております。その公平性を図るという意味からも、そのような額に定めたものでございます。

次に、豪雪地帯安全確保事業について、地域の関係の進め方という部分になるのですけれども、こちらは今の補助金というか、除雪機購入と併せまして、地域安全克雪方針策定という部分も一緒に進めるという事業内容になっております。こちらにつきましては、令和4年度に案の策定ということで、各地域からのヒアリング等を行いながら、今後の地域除雪のあり方等に

ついて方針案を策定するというところで進めておりまして、間もなく完成、今年度中にはまず完成するということになります。その案をもちまして、令和5年度に各地域を回りながらご意見もいただきながら、例えば地域除雪ですので、除雪をしようとする方、あとは地域での除雪の支援ですとか事業者の関わり、あと行政の役割等という部分を明確にししながら、まずそういうふうな地域除雪のほうを進めてまいりたいというふうに考えているものでございます。

以上です。

委員長 内記町長。

町長 今のご質問の中に町政全般の中での雪対策という視点で、私からも一言お答えさせていただきたいと思います。

私といたしまして、今後の雪対策を考えることについてお答えさせていただきますけれども、暮らしの質を高め、産業の強化を図り、希望ある町づくりをモットーとして町政運営に当たるとしておりますが、本町におきまして雪のある冬の暮らしをよりよくしていくことが、暮らしの質を高める上で大変重要な事項であるということで捉えております。

こうしたことから、就任当時から雪対策、除雪方針についての基本的な考え方、行政、地域、各家庭それぞれの役割と協働のあり方、取り入れる方策、手段、除雪に関わる地域運営上のノウハウや除雪技術等の情報整理、そしてモデル事業などを内容とする方針づくりに着手し、先ほど課長からお話しさせていただきましたようなことでほぼ取りまとめをさせていただいているところでございます。

来年度は、この方針に基づきまして施策の実施を図るとともに、雪対策に係る専門担当者を配置するなどにより、よりよい雪国づくりに取り組みたいと思っております。

今回の方針づくりを通じまして、他の町村で今まで知り得なかった地域を支えるような取組をし、条例化などを行っている町村もございま

た。そういうノウハウ等を生かしながら、今もいろいろ支えていただいていると思います。そこを行政がこういう形であれば、より強くやっていただけるとか、その辺のこともございます。あるいは関係している課、農業振興課等なりの取組も総合しまして、より効果的な方策としていくよう取組を進めさせていただきたいと考えているところでございます。

委員長 刈田敏君。

1番 除雪機に当たってですけれども、これは補助金でありますので、例えば除雪機のある地区にまず譲与したとなれば、その以降については様々な、面倒くさいという言い方はちょっとあれなのですけれども、なかなか大変なようなこともあると思うのですけれども、その辺というのはかなり厳しいものでしょうか、お伺いします。

委員長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

まず、補助金ということで、除雪機購入につきましても要綱を定めまして、適正に行っていくと思うわけですけれども、これまでもコミュニティ助成事業等を通してながら除雪機を購入いただいた、そういうふうな地区もございまして、その際には申請の部分では計画書みたいな形でしっかりと地域で使うような形のものをいただきながら確認して、それが結局採択、不採択という部分の基準になったものでございます。

その後の使用につきましては、やはり年度的に毎月、毎月というわけでもないのですけれども、まず地域の備品というような形になると思いますので、実績状況などは地域の話合いの中で確認をさせていただくような形になるものと考えています。

以上です。

委員長 刈田敏君。

1番 その辺は了解です。

あと1点、町長から令和5年度にはそういう

体制を進めていきたいということでありました。この範囲なのですけれども、広く考えれば、やっぱり建設課の除雪作業員育成確保対策事業とか、例えば社会福祉協議会が行っているスノーバスターズ等、ここに至っては教育委員会管轄のほうもつながっていくと思うのですけれども、なかなか難しいと思うのですけれども、ある意味そういう全てを網羅していけるような体制でないと、個別にやっている事業がすごく見えて、効率的でないこともあるのだなというような気がします。このような、もうちょっと除排雪ということで幅広く全体を見ていくような考え方なのか、その点をお伺いしたいと思います。

委員長 内記町長。

町長 お答えいたします。

まさに今ご指摘のようなところで進めさせていただきたいと思います。基本は、地域におきましては、かなり自主的にスノーバスターズのようにやっただいて点と、今お話あったとおりでございますが、その辺の情報をしっかり共有しながら、地域で担い手等の問題もございしますが、どういうふうにしていったらいいかという意味で、専門的な担当を置いて、そういう課題解決に向かわせていただきたいなというふうに考えております。

委員長 高橋輝彦君。

6番 おはようございます。私は、予算説明書の94ページの中学校部活動指導員配置事業と、それから100ページの地域スポーツ活動体制整備事業がございます。これは、それぞれ中学校の関係の支援ということになるのだと思うのですけれども、この2つの事業の関係性といえますか、すみ分けといえますか、その辺をお聞きしたいと思います。

委員長 学務課長。

学務課長 学務課の中学校部活動指導員配置事業と、あと生涯学習課の地域スポーツ活動体制整備事業の関係性、役割についてお答えさせていただきます。

中学校の部活動については、今後地域クラブ活動への移行が進んでいくということになりますけれども、西和賀町としては、令和5年度からは全部の部に部活動指導員を配置しまして、平日の活動については学校の部活動として、学務課の予算の中学校部活動指導員配置事業で活動を支援していくということになります。

土日、休日の活動については、生涯学習課の地域スポーツ活動体制整備事業と連携して、中学生のスポーツ活動を支援していくということになります。土日、休日については、段階的にはなりますけれども、教員がつかない形の部活動というか、クラブ活動に移行していくということになります。

まず、関係性としては、平日は部活動として学務課の対応、土日、休日は地域スポーツ活動として生涯学習課が管轄しての対応ということになります。

委員長 高橋輝彦君。

6番 平日は学務課担当で、休日は生涯学習課ということでございます。それぞれ事業なので、致し方ない部分かなとは思いますが、利用する中学生とか学校には何ら支障がないものかどうか、それから請け負われる方は同一ということもあり得るのですか。その辺お聞きしたいと思います。

委員長 学務課長。

学務課長 お答えいたします。

部活動の部分につきましては、学校と連携して進めていく形になります。

部活動指導員につきましては、現時点では平日の活動の方が土日の部分の地域スポーツ活動体制整備事業のほうの指導員と基本は同じ形で、同じ人というふうに考えているところです。

令和5年度は、まずこの形で進める形になりますけれども、国のほうでは将来的には部活動全体を地域のほうに移行する形を進めていくということになります。いきなりそのような形もできないと思いますので、一番は先生方の負担

軽減というところもあるのですけれども、学校の部活動から地域クラブ活動に移行していくという形になりますので、段階を踏んでにはなりませんけれども、中学生の部というか、クラブの活動については、将来的には地域活動のほうに全部移行していく形になるという流れになろうかと思えます。

委員長 北村嗣雄君。

2番 私の方から再確認も含めてですが、1件お伺いいたします。

明細書の16ページ、ふるさと納税の推奨事業についてですが、今まで予算委員会の中でいろいろ意見やら確認をしてはきたところですが、今年度から委託先が変わった状態の中で今後取り組まれるわけですがすけれども……

委員長 北村嗣雄君、資料のページ数をもう一回。

2番 資料ですか。予算説明書の15ページ。

委員長 15ですか、分かりました。

2番 この間も若干お伺いしたのですがすけれども、今回変更された経緯について、改めてちょっとお伺いしたいと思います。

委員長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

ふるさと納税の推奨事業の委託の部分についてでございますけれども、委託先の変更の経緯ということでお答えいたしますが、これまでふるさと納税推進事業につきましては情報発信業務等の部分について町内の特産品のさらなる提供というか、そういう事業者さんの産業振興の部分ですとか、あとは町の寄附金額の増加というような部分も目指しながら、その部分について委託をしてきたというような内容になっております。

まず、こちらの委託については、令和元年から現在で4年目という形になるものでございます。その間におきまして、それぞれ事業者さんと、あとは行政とチームを組んで取り組んでまいりまして、その間におきまして事業者さん方もふるさと納税という部分の制度をよく理

解され、情報発信等も自ら行うような形にもなってまいりましたし、行政といたしましてもそのような形で外部に委託するというだけでもなく、いただいた寄附についても町の中で使っていきたい、有効に使わせていただきたいというようなことも考えたものでございます。

また、その中であって、地域商社というような部分の機能強化を図る段階においても受託を想定されているところがその機能を持つことで、まさに地域商社である特産品の開発から販路拡大ですとか、新たな販路を見つける、そしてそこから得た寄附額、財源を町の中に有効に活用するというような部分を実践していただくというような、そういう部分を担っていただきながら機能強化も図っていただくというような部分も合わせた形で取り組みたいというふうに考えたものでございます。というようなことから、外部の委託から内部の委託というような形に変更したというのが経緯でございます。

以上です。

委員長 北村嗣雄君。

2番 そうしますと、今回までの委託先から直接何か辞退の申出とかはあったのか、それとも今後こうしたふるさと納税推奨事業の強化を図る上で、町としても新たな取組ということで今回この経緯に至ったのか、ちょっとその辺。

委員長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

今回委託先の部分につきましては、想定される産業公社のほうからもぜひ取り組んでいきたいというような話もされておりますし、引き続き町も事業者さんも受託業者もチームというような形を組み合わせながら、より産業振興ですとか町の財源確保、併せて町のファン、関係人口づくりという部分に重点的に取り組んでいきたいというふうに思っております。やはり町の中で一丸となって取り組んでいきたいという趣旨から、委託先を考えたものでもございます。

以上です。

委員長 北村嗣雄君。

2番 そのことは理解しましたが、今度委託先となる産業公社さんですが、関連を含めて質問させていただくわけですが、前回とか過日の補正予算で、4年度というわけで、ある程度多額のいわゆる支援というか、そういう融資もされて、そして今回この事業が委託されていくわけですが、こういうふうになるわけですが、ただ産業公社さんの場合は多様化というか、多種事業に取り組まれているわけで、前回の説明会の中でかなり厳しい運営状況にあるなということも感じてきておりましたが、今回ふるさと納税の事業が委託されるわけですが、全般的に見て、果たしてこれから町が新たな、さらなる事業の実績が伸びていくように持っていくのに本当に大丈夫かというか、その辺が私もちょっと懸念されるところがありますし、またこの事業に参画して生産販売している西和賀農家の方あるいはそのほかの生産者の方からもいろいろ心配されている経緯もありますので、その辺含めて町として検討はされてきた経緯でしょうけれども、もう一度その辺、今日の質問を多分聞いていらっしゃると思いますので、よろしく願いいたします。

委員長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 今回ふるさと振興課から提案させていただいている部分につきましては、地域商社事業の機能強化という部分と、あとふるさと納税の事業の委託という部分でございますが、そちらにつきましても、これまで取り組んできた産業公社のそういうふうな地域商社的な機能という部分をさらにレベルアップさせて、より生産増とか生産者の増にもつなげていきたいというような部分を目指しているものでございます。

やはり産業公社の人的体制という部分もあるので、今回は地域おこし協力隊2名の採用というような部分から、まず育成を図りながらその方々も将来担っていくというような体制をつく

っていききたいというようなところでございます。

また、ふるさと納税事業につきましても、地域の事業者さんとの関わりも、これまで産業公社はあるわけでございますし、さらにそこを強化しながら特産品開発などにもつながっていくと思われまして、それと産業公社が旗振り役というような部分ではございますが、町内の各関係機関ですとか個人というような有効な人材も活用させていただくような形で、まず一丸となって取り組んでいきたいというふうに考えての提案でございます。

以上です。

委員長 北村嗣雄君。

2番 分かりました。まず、ひとつ町民一体となって、これが確実に実績が出る形で振興していただければと思います。

実はちょっと実績と実際の費用の件なのですが、3年度については、私が決算書とかを確認したところでは、収入というか実績は1億9,300万余りなのですが、経費としては3年度においては手数料、ふるさと納税返礼品費用というので、合わせて6,700万ほどになっているのですが、4年度についてはまだ決算でもないから正確なところは私も把握していないのだけれども、今年度における8,280万というのは、前回よりはいろんな費用の中である程度高く見積もった形になるのかなということをお私には感じているのですが、ちょっとその辺を説明いただければ。

委員長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

まず、ふるさと納税の事業につきましては、寄附額の5割の経費の中でというふうに総務省では定められているものでございます。

今回、令和4年度につきまして委託業務、委託料の部分でございますが、こちらの8,280万というような金額の内訳につきましては、事業者さんの返礼品として支払う部分ですとか、あとは返礼品を発送する送料という部分も一緒

に含めた形での委託というふうになっております。

実質業務を受託していただく部分については1,440万ということで、こちらにつきましてもこれまで委託しておりました返礼品の発送業務の委託の部分ですとか、今後公社のほうで取り組まれる人件費の分ですとか、また受領証明書の発送など、業務について必要な部分について計上させていただいたという中身になっております。

以上です。

委員長 北村嗣雄君。

2番 理解いたします。まず、私はこの事業に対して、今回のものに反対するものは何もございません。ただ、いろいろ今までの経緯とか町の考え方をお伺いしてみても、これからというか、現在もそうですけれども、自主財源の確保が難しい状況の中で、ふるさと納税事業は今後町を支える極めて重要な事業でもあり、確保できる予算ではないかなと考えるわけです。

ですから、さらなる事業の拡大というか、実績が積みまれていくことをお願いしながら、期待しながら、まず今回改めて町の考えを伺ったところですので、今後ともよろしく願いいたします。

以上です。

委員長 高橋和子君。

4番 私からは、子育て支援関係で学務課と観光商工課へお伺いしたいと思います。

実は2月25日に子育て中の若い方々の集会有りまして、来てくださいということでお伺いしました。子育てについての話合いでありました。それぞれの思いや困難なことや、こういう場があると助かるなという率直な意見が出されて、係がそれぞれ全て書き留めて、集約の話合いが持たれました。およそ15人ほどの子供さんを連れての集会で、そのうち3人がお父さんたちでございました。そばで子供たちが、保育をするボランティアの方々に見ていただきながら、

わいわい、がやがやした中ではございましたけれども、乳児をおんぶしたり、だっこしたりしながらの状況の中での、それでも真剣な話合いが、また温かい雰囲気を持たれておりました。

その後で、またこちらからお願いして子育ての実際のところをさらにお伺いしたいと思って、3人に集まっていただいて、いろいろお伺いしたので、一般質問の通告が終わった後でございましたから、こういう形での質問になりますけれども、学務課のほうへは予算書の3ページ…

委員長 質問者に申し上げますけれども、もう少し簡潔明瞭に質問お願いしたいと思います。

4番 分かりました。状況を説明しないと理解いただけないかと思って、それでは簡潔に言いますけれども、予算書の3ページ、次世代育成支援対策の事業がありまして、子育て支援事業のニーズ調査というのが206万2,000円ございますが、これと関連しての質問となります。

(どっちの声)

4番 今聞きます。

(何の予算書の声)

委員長 だから、ページ数をお願いしたい。

4番 ごめんなさい。学務課にお伺いしております。最初に申しあげましたので、お願いします。あまり途中で切られると……住民の方々の要望の中からの質問でございますので、よろしくお伺いしたいと思います。ありますでしょう。

それで、まず最初にお伺いしたいのは、このニーズ調査の概要をお願いしたいと思います。

委員長 ページ数でいくと何ページか……。

(学務課の多分抜粋のことですよねの声)

委員長 ページ数でいくと何ページぐらいになっていますか。何ページ。

学務課長。

学務課長 それでは、学務課の抜粋した予算書の3ページに記載されています子ども・子育て支援事業ニーズ調査業務委託料についてお答えさせていただきますと思います。

こちらのほうは、令和6年度に子ども・子育て支援事業計画が策定されるということになっております。第3期の事業計画になりますけれども、その策定に向けて令和5年度は子育て世代へのニーズ調査を行うということにしております。就学前の保護者さん方に、実際に今の自分たちが働いている状況、あと子育てに関して望んでいること、そういった部分のニーズを把握するということになります。その業務をまず外部委託をして実施したいということの内容になります。

以上です。

委員長 高橋和子君。

4番 そのニーズ調査は、期間とかそういったこともありますか。就学前の子供さんを持っているご家庭の調査ですよね。それで何月から何月ぐらいまで行われて、その後はどのように扱われるのかをお願いします。

委員長 学務課長。

学務課長 お答えいたします。

時期については、はっきりと何月という部分はまだ決まっておられませんけれども、前半の部分で調査をして、内容をこちらのほうで分析をさせていただいて、次の令和6年になりますけれども、基本計画の策定のほうに結びつけていくということになります。

ご指摘というか、今ありましたとおり、小学校へ入る前、就学前の保護者さん方に意向を確認するという内容になります。

委員長 高橋和子君。

4番 分かりました。

それで、集会で出された若い人たちの要望をちょっとまとめて申し上げたいと思いますので、そのご検討をお願いしたいと思います。

1つは、第1子では不安も多く、特に移住されて知り合いもないと、心配なときはいつでも行って何でも聞き相談できる場所が欲しい。2つ目には、休日に保育を頼めたり体を休めたりできる場所が欲しい。3つ目は、冬でも子供が

駆け回って遊べる場所が欲しい。最後に、生まれて1歳までは自分の体調が苦しいことも多く、また育児休暇が取れないと退職せざるを得ないので、暮らしが苦しくなる、ゼロ歳児保育をしてほしい。このような、本当に大事ななと思うところだけピックアップしました。

非常に話された内容は、こんなにたくさんの資料にまとまるほど話合いが率直で深刻で、すぐにも取り組んでもらいたいという若い方々のニーズがありますが、こういったニーズを今度の調査にどのように生かしていただけるかお伺いしたいと思います。

委員長 学務課長。

学務課長 そういった今お伺いした部分、そしてそれから今度ニーズ調査をしてまいりますので、そういった実際のお子さんを持っている方々の保護者の意見を聞きながら、次の子育て計画につなげていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

委員長 高橋和子君。

4番 それで、調査そのものというのは実態を把握して町が対策を取っていくということであろうかなと推察するわけですが、このように現実に出されているとすれば、それは調査待ちではなくて対応できる部分もあるかなと思いますので、これで答えを求めませんが、ご検討をお願いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

委員長 学務課長。

学務課長 保護者の方々のいろいろな思いを聞かせていただきましたけれども、やはりそういった部分、申し訳ありませんが、すぐできる部分とできない部分というのは当然ありますので、その部分は担当課としても思いを聞いた上で事業を進めていければと思っております。

委員長 高橋和子君。

4番 もっともなことだと思います。しかしながら、とても深刻な状況もございますので、あと今4項目ほど申し上げた中では、子育て支援

センターが欲しいという声がこの中に含まれておりますので、関係機関併せて、これから調査する過程の中でも一緒に取り組んでいただければと思いますので、学務課についてはこれで終わります。

その次に、観光商工課にお伺いしたいと思います。この集会で大変深刻なのは、子育てと仕事の関係でございました。働きたくとも体調が十分回復しなかったり、子育てのための普通の勤務時間では働けないという方が少なくないようです。

そこで、予算説明書の64ページの上段、若年者ふるさと就職支援事業、Uターン者等ふるさと就職支援事業……長い名前だね、ここの180万に関連してお伺いしたいと思います。予算書の説明の中では、「厳しい雇用情勢の中で若年就職希望者の早期就職と町内への定住を促進することやまち・ひと・しごと創生総合戦略に係る移住を促すため、町内に住所を有する35歳未満の若年者と継続的に若年者を雇用する事業者へ助成することで、若年者の町内定住と事業所への定着を支援する」とございます。

こういう予算を使いながら、若いお母さんたちが子育てをしながら3時間あるいは2時間、4時間のようにシフトを設けていただきながら受入れ態勢を取っていただけないかということでございます。そういう職場を増やしていくことが若者が定住する一つの手だてになりはしないかと思ひまして、質問をいたします。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 ただいまの質問は、子育て中の女性の短時間労働についてのお話の中で、若年者ふるさと就職支援事業の予算などもうまく使いながら検討できないかということだというふうに考えます。

まず、若年者ふるさと就職支援事業でございますが、これは委員がおっしゃったとおりの趣旨において進めようとしているもので、令和4年度から制度を拡充をしまして、25歳から35歳

まで10歳対象を上げたところでもございますし、またそれぞれの助成金額に応じましても企業、それから雇用者にとっても1.5倍ほどの拡充をさせていただいたところでございます。

委員がおっしゃるとおり、就労者もしくは子育ての女性に対しての対応ということは、私も子育てをしてきた人間の一人としては、かなり重要な問題だろうなというふう感じておるところでございます。ただ、現在の制度は、その予算内でというふうになりますと、この制度の条件をそのような形で変える、もしくは縛るといふような言い方になってしまいますので、制度の趣旨として、そのやり方が正しいかどうかという問題もあるのだろうなというふう感じるところです。

現在当課においては無料職業相談所も持っておりまして、短時間勤務の希望というのがどれぐらいあるのかなというふうに調べたこともありますが、実際はそこまではないというのが現状でございますが、一方で委員さんがお聞きしたお話というのは、多分見えない、隠れたご意見なのだろうなと、そこは十分に理解もしておるところでございます。実際短時間就労の求人というのは結構ありまして、短時間労働に限らず通常の雇用、求人と求職のミスマッチがやはり起きているのだろうなというふうに改めて感じるところです。そういった部分も含めて、直ちにこの制度を改正をして対応できるかというのは、ちょっと難しいのかもしれませんが、先ほど学務課長からもお話があったとおり、ニーズ調査があるということであれば、そういった中で適正に課題をあぶり出して、必要な制度もしくは企業への訴えかけ等を行政としても進めていくべきだろうなというふう感じるところです。

当課としましては、毎年各企業さんを回っておりますので、そういった中で改めてこういった話題も出しながら、実際どうなっているのかということと、取組について促していければな

というふうに感じるところです。

委員長 高橋和子君。

4番 ありがとうございます。状況をご理解いただいて、若い人たちも心強いと思いますので、引き続きご検討されて、どれだけニーズがあるのか、どんな働き方ができるのかというところでご検討し、できるだけ多くの若い人が仕事に就けるようにお願いしたいと思います。

続いてお伺いしますが、この中で障害者の方の発言もありまして、気軽に雇用し働かせてほしいと、もし働ける職場を確保して、そういう職場があれば、障害者の人たちに伝えて、働く意欲をつくり出すためにお願いしたいと、ご検討いただけないかということでございますので、障害者の仕事については、課長、答弁できる……ちょっとすみません、どこか該当する課があったらご答弁をお願いしたいです。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 障害者の労働環境、雇用環境につきましては、ある程度の企業規模に応じた雇用については国が示している指針がございますので、それに依って対応していただけているものだというふうには思いますが、通常の求人募集の中で適正にしっかりそういったものを求めるという形で出しているかどうかという問題もあるのだろうというふうに思います。

現状の実態をまずしっかり把握しないことには、何とも言えないなというふうに思うところでもございますので、企業回りもさせていただいておりますし、町内の商工団体であります商工会においても、個人事業者を中心にではありませんけれども、かなり企業を回っていただいているようでございますので、そういった中でまず情報をしっかり仕入れて提供させていただいて、その上で現状を認識させていただいた上で検討させていただきたいというふうに思います。継続的にお話を聞いていきたいというふうに考えております。

委員長 高橋和子君。

4番 受け止めていただき、ありがとうございます。引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

この話合ひの中で1つ印象的だったことは、15人中3人の男性の方が参加されておりまして、その方の中で、こういう集會に男性が行くと、「男性が来たのか」、「父さんが来たのか」と言われるという肩身が狭いような感じがするという話がありますので、こういった点はまた別な課題としてニーズ調査に生かしていただければありがたいなと思ひます。ご答弁求めなくてもいいかなと思ひます。もし何かあったら願ひします。

委員長 教育長。

教育長 男性が入りづらいというところで、先日男女共同参画プランについて議員の皆さんにお示ししましたけれども、その中でも女性ばかりではなくて男性もそういう部分で平等にできるようにということで、各企業さんも含めたりいろんなことをして、さっき観光商工課長さんもおっしゃいましたけれども、一緒になって推進していくつもりでございますので、そういうところを少しでも改善できたらと思ひておりますので、どうぞよろしく願ひいたします。

以上です。

委員長 高橋和子君。

4番 ありがとうございます。男女共同参画、そして障害者を含めたジェンダー平等ということがこれから大きな課題になっていくかと思ひますので、どうぞよろしく願ひしたいと思ひます。この件について質問を終わります。

委員長 審査の途中ですが、10時50分までここで休憩をいたします。

午前10時39分 休 憩

午前10時50分 再 開

委員長 休憩を解き會議を続けます。

高橋和子君。

4番 委員會の質疑の中で国民健康保險税についての資料を頂いておりまして、委員會の中で

質疑しないでしまいましたので、この場でお願いをしたいと思います。税務課長より資料の説明をお願いします。

委員長 税務課長。

税務課長 私から資料の説明を、資料はA3判の2枚つづりになっているもので説明したいと思います。

この資料は、県内市町村の条例等を参考にしたもので、税務課で独自に計算した資料となります。令和4年度税率で比較したものです。

1枚目の右上をちょっと見ていただきたいのですが、ケースということでモデルケースのことです。40歳以上夫婦2人と11歳、それから3歳の子供、計4人の世帯を想定しています。さらには営業所得が300万円で、妻、子供は所得なし、固定資産税を10万円で想定しています。

見方としましては、番号が1から2枚目の…20番が西和賀町になっていますが、33市町村全てを計算したものになっていますので、2枚目の20番の西和賀というのは順位ではありませんので、たまたま20番目が西和賀というのを下に持ってきただけの表になります。

一番上の盛岡市のところで見ていただきたいのですが、まず所得割、資産割、均等割、平等割、これを盛岡市の税率に合わせて計算した金額となっています。合計金額のところを見ていただくと49万6,000円、その下の宮古市さんでは44万3,100円というような計算となっています。

2枚目の一番最後の西和賀町のところを見ていただきたいと思います。20番が2つありますが、最初の20番のところは、改正前の税率で計算したものとなります。改正前というのは、資産割額がありました。均等割額が1万9,000円、下段の一番下の20番の西和賀町というのは先日税率改正の承認いただいた資産割なし、均等割額1万3,500円で計算したものとなります。

最初のほうは税率改正前ということで、本町

においては46万4,500円、税率改正後におきましては40万300円、6万4,200円安くなったというようなこととなります。

参考までにですが、順位はこの表ではなかなか拾うのは大変なのですが、33市町村中、改正前は中間くらいの位置でした。改正後におきましては、下からといいますか、安いほうから7番目くらいの位置に、今西和賀町はその位置にいるということになります。

表の説明については以上となります。

委員長 高橋和子君。

4番 資料ありがとうございます。非常に金額的にこれだけの減額を受けたということは、家計には大分助かるのではないかなと思いますが、年間40万円ですから、10回払いにしますと4万円ずつということになりますので、非常に高い税金であることは間違いないので、状況を見ながら少しでも緩和していただけるようお願いしたいと思います。

そこで、私は、今回子供の均等割も免除してくれるのかなと思って期待しておりましたが、そうはならなかったようでございますが、こういうことにつきまして国保の運営委員会ではどのような議論されているのかお伺いしたいと思います。

委員長 税務課長。

税務課長 お答えします。

国民健康保険運営協議会ということでの組織でございます。そういった中でこういった意見が出たかというような質問かと思いますが、2月17日に沢内庁舎において運営協議会を開催したところです。

今回運営協議会の委員の改選期でありまして、新しい委員さんもいらっしゃいましたので、先日議会資料説明会において配付した資料とほぼ同じような資料で、新委員さんもいらっしゃいましたので、改正の概要ですとか、あとパターンを3つ、4つ準備したモデルケースで比較して丁寧に説明したところでございます。そうし

た結果、委員さんからは意見等は特に出しておりません。

以上で終わります。

委員長 高橋和子君。

4番 ちなみに、新しくなられた方は、何人中何人でしょうか。

委員長 健康福祉課長。

健康福祉課長 西和賀町国民健康保険運営協議会委員につきましては9人の方がいらっしゃいますけれども、そのうち2名の方が新しい委員さんになっております。

委員長 北村嗣雄君。

2番 すみません。1件だけちょっと確認させていただきたいと思います。当初予算で……。

大きい予算書の歳入の諸収入の、ページは26ページになりますが、農林水産業費貸付金元利収入の件で、西和賀町森林組合経営改善資金貸付金元金収入ですが、まず最初にこれの貸付けされた年数と、それから償還日はいつであったのか、ちょっと確認です。お願いいたします。

委員長 林業振興課長。

林業振興課長 それでは、ただいまの質問につきまして私のほうからお答えをさせていただきます。

西和賀町森林組合経営改善資金貸付金元金収入ということでございますけれども、今の残金ということでお答えをしたいと思っておりますけれども、全体としては2,000万円まだ残っているということでございます。もともとは3,000万円ということでございましたけれども、これまでの償還、1,000万を返して、現時点で2,000万のお金が残っているということでございます。

そして、改めて令和4年度から令和13年度までの10年間ということでございますけれども、これについて貸付返済の見直しを行って、10年間でこれを返済していただくという計画を立てて、覚書も交わしているということでございます。

なお、返済につきましては毎年3月、年度と

いうことではなくて、森林組合の経営の年度が1月から始まって12月までということでございますので、年内、いわゆる12月までに返済をしていただくということで事務を進めるというふうな考え方でございます。

具体的にちょっと細かな話で恐縮なのですが、申し上げますと、まず11月中旬に請求書あるいは納付書を発行して、そして12月、年内に納めていただくという形で返済を進めるということで覚書を取り交わしているといった内容でございます。

以上でございます。

委員長 北村嗣雄君。

2番 分かりました。そうしますと、今回いわゆる見直し償還という形で、一応新たにそういう設定されたわけですか。

委員長 林業振興課長。

林業振興課長 委員ご指摘のとおりでございます。

改めて令和4年度から13年度まで、どのような形で返していくかということを見直して、金額を設定したということでございます。

以上でございます。

委員長 北村嗣雄君。

2番 今回まで私もちょっと役員の関係もあっていろいろ組合のほうでも協議させてもらってきたのですが、これも町が支援の意味で貸付した資金ですが、実際私考えてみるに、住民がかなり厳しい中でも、それぞれ割り当てられた町税を実際納めてきているわけで、ですからこうした支援事業は駄目だというわけではないのですけれども、適正な措置の中でそれなりの支援なりしていく。ただ、要望書とか、あるいは待つてほしいというような形だけでやり過ぎてきたのでは、やっぱり住民からも当然不満も出るわけです。それから、当事者間においても決していい結果にはならないわけで、私も今その辺お伺いしたので理解しましたから、いい形の中で健全に処理されればと思います。ありがとうございます。

委員長 林業振興課長。

林業振興課長 お答えをしたいと思います。

北村委員のご指摘、もっともなことであると思います。単に苦しくなったから貸してくれということで簡単に貸すということでは、当然経営としての規範といいますか、そういったものが緩むということでございます。

森林組合としてもやはりご指摘の部分、しっかりした経営をして町民の皆様の期待に応えるという部分で、緊張感を持ってやっていただくということは重要かと思えます。私自身も総代会あるいは経営検討会等々会議に出席する機会はあるのですが、そういった点は常々申し上げて、きちんとした緊張感を持って経営されるようお願いしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

委員長 ほかにありませんか。

(なしの声)

委員長 なければ、総括質疑を終わりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認め、質疑を終結いたします。

以上で予算審査特別委員会に付託されました令和5年度西和賀町一般会計予算外6特別会計予算及び2事業会計予算に関わる全ての審査を終了いたしました。

これより各予算議案についての表決を行います。

議案第21号 令和5年度西和賀町一般会計予算について、本案を可決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

委員長 起立全員であります。

よって、本案は可決すべきとして議長に報告いたします。

続いて、議案第22号 令和5年度西和賀町国民健康保険特別会計予算について、本案を可決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

委員長 起立全員であります。

よって、本案は可決すべきとして議長に報告いたします。

続いて、議案第23号 令和5年度西和賀町後期高齢者医療特別会計予算について、本案を可決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

委員長 起立全員であります。

よって、本案は可決すべきとして議長に報告いたします。

続いて、議案第24号 令和5年度西和賀町介護保険特別会計予算について、本案を可決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

委員長 起立全員であります。

よって、本案は可決すべきとして議長に報告いたします。

続いて、議案第25号 令和5年度西和賀町下水道事業特別会計予算について、本案を可決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

委員長 起立全員であります。

よって、本案は可決すべきとして議長に報告いたします。

続いて、議案第26号 令和5年度西和賀町農業集落排水事業特別会計予算について、本案を可決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

委員長 起立全員であります。

よって、本案は可決すべきとして議長に報告いたします。

続いて、議案第27号 令和5年度西和賀町温泉事業特別会計予算について、本案を可決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

委員長 起立全員であります。

よって、本案は可決すべきとして議長に報告いたします。

続いて、議案第28号 令和5年度町立西和賀さわうち病院事業会計予算について、本案を可決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

委員長 起立全員であります。

よって、本案は可決すべきとして議長に報告いたします。

続いて、議案第29号 令和5年度西和賀町水道事業会計予算について、本案を可決することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

委員長 起立全員であります。

よって、本案は可決すべきとして議長に報告いたします。

以上で各予算議案の表決を終わります。

本予算審査特別委員会の審査が終了したことを議長に報告するとともに、17日午後1時から開催される本会議において、本委員会で審査されました内容について報告いたします。

これをもって予算審査特別委員会を閉会いたします。ご苦労さまでございました。

午前11時09分 閉 会